

第 52 号議案

愛南町過疎地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部改正について

上記の議案を提出する。

令和 3 年 9 月 10 日提出

愛南町長 清水 雅文

提案理由

過疎地域自立促進特別措置法が失効し、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法等が制定されたことに伴う改正

愛南町過疎地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する 条例

愛南町過疎地域における固定資産税の特別措置に関する条例(平成27年愛南町条例第32号)の一部を次のように改正する。

第1条中「過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号。以下「法」という。)第2条第1項に規定する過疎地域(次条において「過疎地域」という。)」を「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号。以下「法」という。)第8条第1項に規定する市町村計画に記載された同条第4項第1号に規定する産業振興促進区域(次条において「産業振興促進区域」という。)」に改める。

第2条第1項中「過疎地域内において法第30条に規定する製造の事業、農林水産物等販売業又は旅館業の用に供する特別償却設備(過疎地域自立促進特別措置法第31条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令(平成12年自治省令第20号)」を「産業振興促進区域内において法第23条に規定する製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業又は旅館業の用に供する特別償却設備(過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第24条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令(令和3年総務省令第31号)」に、「を新設し、又は増設した者」を「の取得等(同号イに規定する取得等をいう。)をした者」に改め、同条第2項中「課税免除をした」を「固定資産税を課すべきこととなる」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の愛南町過疎地域における固定資産税の特別措置に関する条例の規定は、令和3年4月1日から適用する。
(経過措置)
- 2 この条例による改正後の規定は、令和3年4月1日以後に取得等(過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第24条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令(令和3年総務省令第31号)第1条第1号イに規定する取得等をいう。)がされる設備について適用し、同日前に新設され、又は増設された設備については、なお従前の例による。

愛南町過疎地域における固定資産税の特別措置に関する条例 新旧対照表

現行	改正後(案)
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、<u>過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号。以下「法」という。)</u>第2条第1項に規定する過疎地域(次条において「過疎地域」という。)</p> <hr/> <p>における産業の振興を図るため、地方税法(昭和25年法律第226号)第6条第1項の規定による固定資産税の課税免除を行うことについて必要な事項を定めるものとする。 (課税免除の要件)</p> <p>第2条 町長は、<u>過疎地域内において法第30条に規定する製造の事業、農林水産物等販売業又は旅館業の用に供する特別償却設備(過疎地域自立促進特別措置法第31条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令(平成12年自治省令第20号)</u></p> <p>第1条第1号イに規定する特別償却設備をいう。)を新設し、又は増設した者</p> <p>について、当該特別償却設備である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地(同号イに規定する公示日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地に限る。)(以下「家屋等」という。))に対して課する固定資産税の課税を免除すること(以下単に「課税免除」という。)ができる。</p> <p>2 課税免除の期間は、<u>課税免除をした</u></p> <p><u>最初の年度から3か年度とする。</u></p> <p>以下 略</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、<u>過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号。以下「法」という。)</u>第8条第1項に規定する市町村計画に記載された同条第4項第1号に規定する産業振興促進区域(次条において「産業振興促進区域」という。)</p> <hr/> <p>における産業の振興を図るため、地方税法(昭和25年法律第226号)第6条第1項の規定による固定資産税の課税免除を行うことについて必要な事項を定めるものとする。 (課税免除の要件)</p> <p>第2条 町長は、<u>産業振興促進区域内において法第23条に規定する製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業又は旅館業の用に供する特別償却設備(過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第24条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令(令和3年総務省令第31号)</u>第1条第1号イに規定する特別償却設備をいう。)の取得等(同号イに規定する取得等をいう。)をした者</p> <p>について、当該特別償却設備である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地(同号イに規定する公示日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地に限る。)(以下「家屋等」という。))に対して課する固定資産税の課税を免除すること(以下単に「課税免除」という。)ができる。</p> <p>2 課税免除の期間は、<u>固定資産税を課すべきこととなる</u>最初の年度から3か年度とする。</p> <p>以下 略</p>